

- 歴史・生活文化体験、農山漁村における宿泊体験活動の充実
  - ★北海道開拓記念館による体験活動の充実及び「子ども農山漁村交流プロジェクト」の効率的かつ効果的な推進

## (26 食育等の普及)

- 「北海道食の安全・安心条例」に基づく「食育推進計画」の推進
  - ★北海道の特性を活かし、ライフステージごとに乳幼児期からの特徴に応じて様々なことを学ぶ「食育」を推進
  - ★地域の関係者がネットワークを形成し、互いに連携・補完しながら、家庭や学校、地域の3つの生活シーンごとに「食育」を推進
  - ★保育所・認定こども園における食事の提供を含む食育の計画作成やその評価・改善を推進
  - ★子どもたちがはつらつとした毎日を送ることができるよう、朝食をとらずに登校する子をゼロにすることを目指し、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの生活リズムの向上を図る「早寝早起き朝ごはん」運動を推進

## ●木育の推進

- ★乳幼児期から親子が森林や木材とふれあう機会を創出するとともに、森林を通じた体験活動などを通じ、森林づくりの大切さなどについての理解の醸成を図る「木育」の取組を推進

## (27 思春期対策の体制整備)

- 思春期におけるピアカウンセリングの推進
  - ★主体的に考える力を育むための学校と連携した健康教育やピアカウンセラーの養成を実施
- 地域における思春期保健ネットワークの推進
  - ★関係者の資質の向上や思春期保健活動の推進のための研修会や事例検討会等の実施
- 思春期からの生活習慣病・ガン予防対策の推進
  - ★女性の健康手帳を活用した普及啓発
  - ★「女性の健康サポートセンター」による相談を実施
  - ★市町村事業や広報を活用した普及啓発の実施
- 性に関する正しい知識、喫煙や薬物による影響等の教育、啓発の推進
  - ★教職員や保護者、関係機関の職員を対象とした研究協議会の開催
- 思春期における健康相談活動の推進
  - ★各保健所に思春期における相談窓口を設置
  - ★地域の専門医等を学校に派遣し、相談活動に対する指導及び助言を実施
- 青少年層の薬物乱用防止への啓発、相談等の充実
  - ★薬物乱用等に対する正しい知識の普及啓発を図るため、薬物乱用防止教室の開催や相談支援等を実施

## (8) 児童虐待防止対策の充実

### 【課題】

- ・児童虐待の相談件数が依然として増加しており、対応が難しいケースも増えている。  
【児童虐待相談処理件数：(H15)671件→(H20)1,644件（道「福祉行政報告例」）】
- ・児童相談所の体制及び機能の検証、充実強化が必要である。
- ・妊娠期・乳幼児期における未然防止、早期発見のシステムの充実が必要である。
- ・児童相談や児童虐待等に対応する市町村においては、引き続き、体制整備や職員の資質向上を図る必要がある。
- ・虐待を受けた子どもへのケアや保護者への指導・支援が重要である。
- ・児童虐待防止等のため、全市町村に要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、効果的な運用が求められている。

【要保護児童対策地域協議会：169市町村（H21.6現在）】

### 【施策の目標と主な取組】

#### 28 総合的な虐待防止対策の推進

##### ●児童相談所の機能充実及び市町村への支援の充実

- ★必要な職員の配置や人材の育成など児童相談所の機能充実、市町村における児童相談体制整備のための支援などにより、地域社会全体で取組む児童虐待防止対策の充実を促進
- ★児童相談業務システムの市町村への普及促進による事例対応のデータベース化への支援

##### ●虐待予防ケアマネジメントシステムの構築

- ★市町村が実施する乳幼児健診等母子保健事業において、虐待要因把握のためのスクリーニングシステムを取り入れ、育児困難な状況を抱えていたり虐待の可能性があるなど援助が必要な家庭の早期把握
- ★「虐待予防検討会」等での効果的なケアプランの作成
- ★関係機関との連携による個別及び集団的な援助の実施、援助効果の見直しをしながら適切な援助体制を構築
- ★保健所単位での検討会や研修等による支援の充実

##### ●養育者支援保健・医療連携システムの推進

- ★妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭について、医療機関から保健機関に対し連絡票による情報提供
- ★情報共有による迅速な支援体制の構築
- ★保健所単位でのデータ集積や医療機関等関係者会議の開催・研修実施等によるシステム強化

##### ●妊娠期の相談体制の整備や乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業による妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の充実

- ★妊娠葛藤（妊娠に関する悩み）の相談体制整備
- ★母子保健事業における養育支援や乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進と、要保護児童対策地域協議会との協働促進

●里親による養護援助体制の充実

- ★研修の充実による児童虐待などに対応する専門里親の登録促進
- ★関係団体が実施する研修会との連携

●児童養護施設、児童家庭支援センターによる養護援助体制の充実

- ★児童家庭支援センターによる地域に密着した相談事業の実施
- ★児童家庭支援センターとの連携による児童の安全確保の推進
- ★児童養護施設や児童家庭支援センターにおける家族支援の充実

●被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援の充実

- ★要保護児童対策地域協議会等において、具体的な事例を通じた実践

●児童虐待に対応する人材の育成

- ★研修やシンポジウムの実施による人材育成

(29 地域における連携体制の整備)

●要保護児童対策地域協議会の設置促進

- ★未設置町村については、あらゆる機会を利用し、地域の実情に応じた要保護児童対策地域協議会の設置を促進
- ★虐待通告があった場合の要保護児童対策地域協議会の開催のルール化等適切な開催と効果的な運用の促進

●関係機関との連携強化

- ★研修の実施などによる市町村の児童相談体制整備のための支援
- ★相互の連携強化のための警察とのブロック会議の開催
- ★妊娠・出産・乳児期における母子保健機関や医療機関との連携
- ★保育所、学校等に対する研修の実施

●配偶者暴力相談支援センターとの連携促進

- ★配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、一時保護、自立などのための情報提供等の援助を提供